

芸術教育としての音楽教育（2） Music Education by Art Education

塚 本 宏 子
TUKAMOTO, Hiroko

はじめに

著者は、前回「聖母女学院短期大学 研究紀要 第38集」において、平成20年（2008年）に告示され、2年間の移行措置を経て、平成23年（2011年）度から、全面的に実施される第8次「学習指導要領」の改訂において、求められる、望ましい、あるべき“公教育としての音楽教育”について希求するために、明治維新の「学制」発布から今日に至るまでの、学校制度下における“初等科の音楽教育の流れ”を概観した。

それらの“制度”を中心とする歴史的変遷を考察する過程において、我が国の学校教育における“音楽科のあり方”は、遺憾ながら“徳育”あるいは“道徳”的な色彩に彩られ、“芸術としての音楽”と、その教育については、その片鱗さえも、窺いが知ることはなかったように思われる。

今回の改訂は、例えば“音楽科の目標”においては『表現及び鑑賞の活動を通して、音楽を愛する心情と音楽に対する感性を育てるとともに、音楽活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。』と“音楽科の目標”の“文言”それ自身は、現行の第7次「学習指導要領」から、全く改訂されていないのである。しかしながら、現行から今回の第8次「学習指導要領」改訂に至るまでには、その内容の具体性、重要性においては「第3次教育改革」とも言うべき“大きな改訂”がなされたのである。

明治維新による「学制」下での“第1次教育改革”、第2次世界大戦後の「新日本国憲法」下における“第2次教育改革”、そして今回の第8次「学習指導要領」改訂は、いわば“第3次教育改革”の下に行われるものであると考えられるのである。

“第3次教育改革”は、昭和46年（1971年）中央教育審議会での答申及び昭和59年（1984年）からの臨時教育審議会の4回に亘る改革案が暫時に採択され、それらは平成18年12月、60年ぶりの「教育基本法」の改定となって実現した。それらに伴って「学校教育法」「教育職員免許法」また「地方教育行政法」等の改正が、次々と実施されたのである。

これらの法改正を“必然”としなければならなかったことの“背景”には、どのようなことがあるのか。またどのような問題点があるのか。“学校教育における望ましい音楽教育”を希求するために、これらの改正や改訂が、どのような意味を持つのか。考察をすすめたい。

「新教育基本法」の成立へ

外にあっては、最早“追いつけ、追いこせ”のスローガンは、全くクリアーされ、日本は欧米の先進諸国に“そのモデル”を見出せなくなった現在、“文化”のみならず、特に“産業界”においては、“教育”の中核を“知識”＝“記憶力”をもって、切磋琢磨して“技術の向上”をめざすという“理念”は

“限界”をきたし、自らの力で“思考”して“向上”していかねばならない“思考力重視”のあり方を、これからの“教育の理念”としなければならないという“必然性”。

内にあっては、家庭や地域社会、公教育の場の学校においてさえも、“教育する機能”或いは“教育力”を少なからず“壊失”している現在、子どもをとりまく、潤いのない、まるで砂漠のような様々な“環境”に、真の教育力”を早急に回復する必然性。

このような状況下にあつて、日本の子どもたちの“学力の低下”は著しく、「国連・子どもの権利委員会」から批判を受けるほどの、過度の受験戦争や極度の競争化にも拘わらず、種々の分野において“水準”を大幅に下回るような状況に陥っている。また“個性重視”とは言われるものの、“落ちこぼれ”も“個性”とするような、誤った“能力主義”の顕著化は、“公教育における平等主義”の教育の利点を無視して、“結果主義”の“習熟度別指導”の徹底化によって、“できる子”“できない子”の格差を“容認”してきたのではないか。との批判も止むを得ないだろうと思われる。

“第3次教育改革”といわれる今回の大きな改革は、しかしながら内外の包括されている諸問題の方向性について、僅かな“示唆”でもって、とりあえず“自由競争の原理”や利潤を中心とする“企業の経営論理”を、学校教育の分野に取り入れようとするような“制度の改悪”として、つまり“日本の義務教育の構造改革”として、その危機的状況を極めて強く危惧するものである。

「新学習指導要領」の目指すもの

平成18年12月、60年ぶりに「新教育基本法」が改正され、これに伴って、翌、平成19年6月には「学校教育法」の一部が改正され“学力”について、次の3点が明示された。

- ① 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ② 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等
- ③ 学習意欲（主体的に学習に取り組む態度）

このように規定された“学力”を背景に、現行の「学習指導要領」と同様の“生きる力”の“基本理念”を具現するために、平成20年3月には「第8次学習指導要領」が示されたのである。改訂の基本的なポイントは、次の6点である。

- ① 「生きる力」という理念の共有
- ② 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ③ 思考力・判断力・表現力等の育成
- ④ 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- ⑤ 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- ⑥ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

さらに具体的な、重要な改善のポイントとして、次の5点を示している。

- ① 言語活動の充実
- ② 理数教育の充実
- ③ 伝統や文化に関する教育の充実
- ④ 道徳教育の充実
- ⑤ 小学校段階における外国語活動の導入

このような方向をもった“第3次教育改革”の下に、30年ぶりの“大きな改訂”となる「新学習指導要領」が告示されたのであるが、音楽教科においては既述したように“指導目標”については、その

“文言”そのものは、現行と全く同様であり、“改訂”はなされてはいない。しかしながら、音楽科の具体的な“内容”については、“主旨”においても“方向性”においても、極めて“大きな改訂”がなされたのである。それらの“内容”を概観すると、次の4点に集約することができるであろう。

(1) 指導内容が構造化されたこと

- ・各指導項目の「評価」については、現状においても、それぞれの“活動分野”ごとになされていることにも因ると思われるが、現行の「A表現」「B鑑賞」の2領域における「A表現」分野の“指導内容”が、「歌唱」「器楽」「音楽づくり」の3つの活動分野に分けて記載された。これによって、小学校から中学校に至る9年間の記載の仕方を統一することで、義務教育下における“音楽科の内容”に“一貫性”を持たせたこと。
- ・「A表現」と「B鑑賞」の活動を支える“基礎的ベース”として「共通事項」が、新たに設定された。ア「音楽を特徴付けている要素」や「音楽の仕組み」を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さなどを感じとること。イ「音楽活動を通じて理解されるべき知識」、つまり音符や休符、記号や用語等を“理解”することによって、音楽科の求める“学力”を支えにして、音楽活動を豊かにするように方向づけたこと。

(2) 主体的かつ創造的な音楽活動を重視すること

“一人ひとりの子どもが、感性を働かせ、自らの創造性を発揮する。”という、子どもの主体的、創造的な音楽活動は「共通事項」での具体的な内容の明記によって、つまり“音楽科の学力”＝“音楽の基礎的能力”として重視、評価することによって“音楽的な感受”が、より一層“促進”されるものとしたこと。

(3) 創作活動、鑑賞活動を充実させていること

- ・「A表現」における「音楽づくり」（創作活動）や「B鑑賞」は、現行よりも更に踏み込んで、充実したものにするために、“思いや意図をもって、表現したり鑑賞したりする力の育成”を重視していること。
- ・現行の「音楽をつくって表現できるようにする。」から「音楽づくり」への改訂は「共通事項」による“音楽の仕組みの理解”によって、例えば、楽式や調性などの理解と相俟って、より明確な創作過程の指導が充実し得ること。
- ・「B鑑賞」においては、例えば「問いと答え」「反復」などの「音楽の仕組み」を理解させることによって、「音楽を形づくっている要素のかかわり合い」を感じ取りながら“楽曲の構造を気をつけて聴くこと”などの活動から“発展”し得ること。
- ・「言語活動の充実」の背景をもって“楽曲を聴いて想像したことや感じ取ったことを“言葉”で表す“などの活動によって、指導者の働きかけだけでなく、子どもの”主体的な鑑賞活動“が展開できるとしていること。

(4) 「我が国の音楽」の指導を充実させること

改正された「新教育基本法」において、「我が国の伝統と文化を尊重する。」という根本的な理念の実現のために「和楽器の音楽を含めた我が国の音楽や郷土の音楽」について、「A表現—歌唱」においては、低学年より、わらべうたや文部省唱歌、日本古謡などを、大幅に導入し、鑑賞教材においても、その取り扱いを拡大し、重視するようにしたこと。

更に“第3次教育改革”においては「学校教育法」「教育職員免許法」「地方教育行政法」等、“教育”に関する種々の改訂がなされたなかでも、我々と直接的に関連する「教育基本法」と「学習指導要領」

について、法的な裏付けをもって、音楽科の“内容”の改訂を要約すると、次の2点になるであろう。

- (1) 「新教育基本法」第三十条第2項『……生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養う。……』と規定されているに準じて、具体化されている[共通事項]つまり“音楽の諸要素”や“楽曲構成の要素”などの“理解”―“学力”(“楽力”であってほしいが)をもって、主体的に音楽活動を展開すること。特に「鑑賞活動」においては、それらを“理解”することにより、音楽から受けた“感動”を、“ことば”(言語活動の充実)でもって他者に“表現”するように促している。
- (2) 第二十一条(三)において『……伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、……他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。』との“小学校教育の目標”において、国際社会に生きる日本人としての自覚の育成が求められる中、我が国や郷土の伝統音楽に対する“理解”を基礎として、我が国の音楽文化に愛着をもつとともに、他国の音楽文化を尊重する態度の育成を目指して、学校、学年の段階に応じて、特に「鑑賞」や「音楽づくり」の分野において、“わらべうた”や“民謡”などの“日本のうた”を積極的に採り上げ、我が国の郷土の伝統音楽への指導が充実化するように改訂されたのである。

「生きる力」と音楽科の改訂「内容」

種々の改訂は、現行も今回の“改訂”においても、その最も根本的な理念の1つとして貫かれているのは、「子どもたちの“生きる力”を、どのようにはぐくむか。」という極めて重要な“命題”である。したがって音楽科においても、これらの“音楽科の内容”の多くの重要な“改訂”が、“直接的”或いは“間接的”に、「生きる力」の“実現”にどのように関わっているのかを、考察しなければならないだろう。

平成20年(2008年)1月、中央教育審議会の答申においては、「生きる力」の実現をめざし、次の3点が提言されている。

- ① 子どもたちにとって、将来の職業や生活を見通して、社会において自立的に生きるために必要とされる力が「生きる力」である。
- ② 思考力・判断力・表現力等をはぐくむために、基礎的・基本的な知識・技能をしっかりと習得させるとともに、観察・実験やレポートの作成、記述といった知識・技能を活用する学習活動を行う必要があること。
- ③ コミュニケーションや感情・情緒・言語の能力の重視や体験活動の充実を図り、子どもたちにとって、他者、社会、自然・環境とのかかわりの中で、これらと共に生きる自分への自信をもたせる必要があること。

明示されている“音楽科の目標”から、根本理念として提言されている「生きる力」を考察するとき、今般“音楽科の目標”の“文言”の改訂はなされなかったものの、その“内容”において、大幅な改訂がなされた理由は、ある意味において、十分に了解し得るものではある。しかしながら“実施の具体化”においては、今後の我が国の“音楽教育のありかた”の“根幹”にも関わるものとして、極めて多くの問題点を見出すことができる。

“音楽をする”という“営み”は、人間にとって“必要不可欠な行為”である。歌ったり、楽器を演奏したり、音楽をつくり鑑賞すること等の種々の音楽的体験は、人々の“生活”を潤いのある豊かなものにすであろうし、またそれらの活動を通じて、人間関係の広がりやコミュニケーションの能力を育成するものでもあろう。

また、リズムや旋律、あるいはハーモニーの美しさに気づき、それらを深く受けとめて“音楽美”を通じて“感動する心をもつこと”は、それは“豊かな情操”とともに“音楽に対する感性”に裏打ちされたものでもあろう。

つまり、生涯に亘って、音楽に親しみ、音楽文化に触れ合うことによって、それらを生活や社会に生かしていくことによって、子どもたちに「生きる力」をはぐくむために、我々は“いかなる音楽教育”をなすべきか。換言すれば“音楽に対する感性”を、どのように培い、はぐくんでいくのかを、充分に“直視”しなければならないと思われる。

既述したように、今回の改訂においては、その「内容」の提示から「A表現」領域として「歌唱」「器楽」「音楽づくり」の3分野と、[B鑑賞]領域の2領域のベースの上に[共通事項]を加えた構成とし、これまでの音楽教育で立ち遅れていると言われていた「創作」と「鑑賞」の分野をクローズ・アップし、[共通事項]においての、例えば「楽曲や音楽を形づくっている要素」の理解等、“学力”として“評価”し得るものを、クローズ・アップすることによって、「生きる力」―「音楽教育」―「音楽に対する感性」として、具体的な方向性を示したのではないかと思われるのである。

“音楽に対する感性”即ち“音楽的感受性”“音楽性”については、その“定義”をも含めて、歴史的にも、多くの議論が積み重ねられてきたが、どのような場合においても、“音楽性”は、望ましい音楽教育の実現の“具体性”を導くものであるが故に、そのあり方については、充分に把握しておくべきであらう。

今回の改訂においては、“音楽に対する感性”の見解として、[共通事項]を設定し、「音楽を特徴付けている要素」や「音楽の仕組み」など「音楽を形づくっている（あらゆる）要素」を“理解”させることとしている。

例えば、高学年の[共通項目]においては、「ア（ア）音色・リズム、速度、旋律、強弱、音の重なりや和声の響き、音階や調、拍の流れやフレーズなどの音楽を特徴付けている要素」を聴き取ることや、「ア（イ）反復、問いと答え、変化（音楽の縦と横の関係）などの音楽の仕組み」を聴き取ること。「イ 音符、休符、記号や音楽にかかわる用語について、音楽活動を通して理解すること。」によって「それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取ること」と明示されているのである。

「改訂」の「背景」にみえるもの

今般の「教育基本法」並びに「学習指導要領」の“改訂”について、その概要を既述したが、これらの“改訂”については、重要な2点の“問題提起”がなされたと思われる。

- (1) [共通事項]の設置による「音楽を形づくる要素」としての種々の“項目”は、「音楽的感受性」或いは「音楽性」を、どのように捉えたものなのか。
- (2) “公教育としての音楽教育”をなす“過程”において、「日本の伝統音楽」或いは「日本の伝統文化」について、その“本質”を、どのように捉えたものなのか。

＜子ども・受難の時代＞或いは、総てにおいて＜心の荒廃＞といわれている“現状”。例えば“家庭”や“地域社会”等、子どもを取り巻く“人的環境”を中心に考えたとしても、その“教育的機能”は、ほぼ“壊滅的”状態にあるといっても、過言ではないだろう。核家族のなかで、父親の影響力の少ない家庭、親子（母子）分離の難しい家庭、離婚の危機を抱えている家庭等、もはや子どもにとって、“生きる”ための根底にあるべき“家庭”は無く、“学校”は、既に初等教育の段階から、受験のための“予備校化”であり、子どもに無関心な“地域社会”の中で、子どもたちは、今、本当に“生きることの喜び—生きていくことの幸せ”を感じているのだろうか。

子どもたちの“荒廃したところ”に、何らかの“手だて”をもって、“人間としての心”“心の感性”を求めなければ、つまり“心をはぐくむ”教育、子どもの“心に潤いをもたらす”教育を、最大に“必然”としなければならない。これらの“教育力”の実現こそが、今回の“改訂”の基本理念であるところの＜生きる力＞に“直結”するものであると“確信”するものである。

“美しいもの”を、“美しいこと”を、そのまま、まるごと“美しい”と受け止め、“感じる心”を、“心の感性”とするならば、例えばそれが“音楽”であったとするならば、それは“音楽美”を“心の感性”に、つまり“音楽美の追求”——“音楽芸術として”——“望ましい音楽教育（芸術教育）のあり方”へと、導かれていかねばならない。

また、さらに換言するならば「芸術教育としての音楽教育が、いかにあるべきか。」へと“志向”されなければならないと考えるのである。

このような“視点”から、今般の第8次「学習指導要領」改訂について、考察を進めたい。

- (1) “音楽教育—美的教育”或いは“芸術教育”についての“歴史的考察”の詳細は別稿にして、今回の改訂の“主眼”となっているのは、しばしば既述してきた「共通事項」の設置であり、“音楽性”或いは“音楽的感性”の陶冶のために、種々に規定された「音楽を形づくっている要素」への考え方である。

1970年代、アメリカにおいて、大いに提唱された「美的教育論」においても“音楽の諸要素”や“楽曲の構成要素”等は、音楽の芸術作品を“芸術”として、感得するための、ある意味での“技術”に裏付けされた“基本的な力の育成”とともに、“芸術教育のカリキュラム”のひとつに位置付けは、されているのである。

しかしながら、“芸術教育のあり方”を考える“視点”として、“なぜ、芸術を教えるのか。芸術であるのに教えるのか。”という“議論”に決着をつけなければならないにしても、今回設定された「共通事項」の「音楽を形づくっている要素」等は、ある意味での“技術の学習”である。カリキュラム上の“学習”であるゆえに、芸術作品を味わう活動の前提、それ以前に“ある設定されたねらい（目標）”に“照準”をもって、ある種の“評価”を伴うものとしても、位置付けされるものであろう。

今回の改訂は、音楽教科のみならず、すべての教科において、中学校までに視野を広げ、9年間の義務教育における“指導内容”が、より明確化、具体化、体系化されたのであるが、このことによって、さらに“学力”——“評価”の考え方が拡張されたのではないと思われる。

“教育”において、公教育としての学校教育において“評価”は、翻ってみれば、指導者自身にも“省みられるもの”であるがゆえに、全く“否定”されるべきものではない。しかしながら、指導者が“評価”を前提にして“教育活動”をすること、換言すれば“設定された目標や基準”をもって、ある種の“評価可能”な「音楽を形づくっている要素」をもって、芸術作品への体験

を促すとしたならば、そこには“芸術体験”における最も重要かつ本質的な“芸術の一回性”への“発展”を見出すことはできないと考える。

どのような場面においても、深く、豊かに芸術作品に対峙したい時、当然ながら、分析的、或いは要素的な“理解”を伴う“課程”は“存在”する。しかしそれらは、例えば、あるひとつの芸術作品を、その場面において“包括的に”音楽表現、音楽鑑賞として、受けとめられた時にこそ、得られるものであって“要素的なもの”を段階的に積み重ねてくりかえし、設定された目標に、“評価”の対象へと、導かれるものではないと考える。

つまり「～を指導する。」というあり方は、例えば種々の“要素”を細分化し“授業の中に、如何にカリキュラム化するか。”というような“今回の改訂”ではなく、現行のように「～親しむようにする。」というような“子どもの表現活動、鑑賞活動”を通して、“美しいもの”を“美しい”と“まるごと”受けとめられるような、まさに“芸術”として受けとめられるような、子どもたちの自らの“音楽性”を培い、促すような“カリキュラム化”がなされるべきであろう。

我々が“芸術作品”に対峙するとき、“音楽”のみならず、他の“芸術分野”においても、同様ではあるが、しばしば“以前に聴いたときには、感じなかったものが、今、感じられることがある。”という“経験”をする。それは“芸術が、芸術たる所以”でもあるのだが、これが“芸術の一回性”といわれるものである。芸術作品を、それらを“まるごと”“まっすぐに”受けとめたとき、その想い、感じ得たものは、“固定化されたもの”ではなく、“生きたもの”として、つまり“一回きり”の“生々しい感動”として、得られるものなのである。

このような“芸術の一回性”による音楽経験は、ある“基準”をもって“設定された要素”としての“理解”や“感受”で、得られるものではない。子どもたちの創り出す“音楽”は、その“一回性”においても、大切に“存在”しなければならない。それゆえに“学力”としての、“評価”としての“音楽教育”を展開するのではなく“音楽の諸要素”を“手がかり”として、多くの“音楽経験”を、子どもたちの“集団”（コミュニケーションのある）において、種々の“音楽表現活動”や“鑑賞活動”を積み重ねることによって、子どもの“こころ”に、大きく、強く“感動（想い、意味）”をもって受けとめられることが、音楽教育の“あるべき本来の姿”であると考えるのである。

- (2) すべての、グローバル化の動向にあって、“我が国の音楽や郷土の音楽、伝統音楽や音楽文化に愛着をもつ態度”を育成、強化していくこと、具体的には、例えば初等の低学年から、歌唱教材に“わらべうた”や“民謡”或いは和太鼓などを、積極的に取り扱うことなど。今回の改訂の意義は、十分に了解できるものである。しかしながら、これらの“とり扱い”について、具体的な“実施のしかた”について考える時、“日本の伝統音楽”を、音楽的見地からも、あまりにも“安易”に考えているのではないか。との“疑念”を抱くものである。

最も“再考すべきこと”の一つであると思われるのであるが、本来“日本の伝統音楽”は、例えば、明治時代の「学制」において導入された西洋音楽における“絶対音楽”としての“純粋器楽曲”からの“音楽的意識”に基づいているものではないのである。つまり“日本の伝統音楽”は、例えば琴や三味線も含めて、笛や太鼓なども、すべてが“唄”を伴うもので、これらの稽古の基本は“唱歌”（ショウガ）から始まり、発展させていくのである。“唱歌”は“一回性”のものであり、きわめて“即興的要素”が大きく、例えば、音の長さや拍の扱い等も、その時々によって、微妙かつ大胆に“変化”するものなのである。したがって“西洋音楽”のそのように、合理的かつ理論的な“拍節感の強い音楽”の扱いとは、大きく異なるものなのである。

“日本の伝統音楽”等の根底をなすのは“無拍節の音楽”である。これらに慣れ、親しむこともまた、極めて“重要”なことではある。しかしながら、例えば、多くの“和太鼓の演奏”において、拍節感の強い西洋音楽の、所謂、ビートの効いた“リズム感”で扱われていることに、かなり“違和感”を覚えるのは、著者のみではないだろう。

“伝統音楽”は、例えば“民謡”や“わらべうた”或いは“祭り囃子”の笛や太鼓など、その地域社会の人々、その地域の人々の固有の“生きざま”を“表出”しているような微妙な“節まわし”や“音の扱い”或いは“所作（動き）”まで“伝承”されるのである。換言すれば、予め“設定”された“音楽の諸要素”だけでなく、その時々“生じる”“感じる”ものを、“あらゆるもの”を“音楽文化”として、“音楽体験”として、さらに換言すれば“生きた音楽”として、正に“音楽している”のである。例えば“祭り囃子”は、1人ひとりの子どもたちが、地域社会の一人として、日頃の“生活”と“人間関係”の中から、すべての“空気”までも含めた“まるごと”の“音楽体験—芸術体験”の中から“伝承”されていくものなのである。

“日本の伝統文化”や“伝統音楽”は、すべて、このような“場—環境”の中から、伝承されてきたものである。といっても過言ではないだろう。

“まるごと”の“音楽体験”として、包括的に受けとめられることによって、それらを“楽しい”“美しい”と感じる“こころのありかた”が、子どもの“人格形成”に“寄与”しているのではないかと考えるのである。

おわりに

“少子化”の原因は、種々あるにしても、現実的には子どもの数は、“減少”しているのだから、“この数少ない子どもたち”は、“幸せ”であり、“大切に”育てられているはずであり、そうでなければならない。しかしながら、“可愛らしくて、賢くて、良い子しか、自分の子として認められない親”“育児への不安のみならず、大人社会の人間関係のストレスの捌け口かのように、虐待をする親”など、まさに“子ども受難の時代”は続いているのだ。

このような状況のなか、子どもたちに「生きる力」をはぐくむことなど、“不毛の議論”ではないかとさえ思われる昨今にあって、しかしながら我々は、自らも“心の荒廃”を感じつつも、目の前の子どもたちに、少しでも“生きるよろこび”“生きている幸せ”を、子どもたちに、少しでも“おしゃべり”と“笑い声”を、とり戻すところから、始めなければならないと思われる。

“飽食の時代”ともいわれ、経済的、物質的には、多くの子どもたちには“不自由”はないだろう。“衣・食・住”は、完璧でなくとも、“不満”はないだろう。しかし、子どもたちは、本当に不自由なく、不満なく、喜びをもって“生きて”いるのだろうか。

例えば“家庭”において、子どもの日々の“欲求”は、こころの“葛藤”も無し、“努力”も無しに、すぐさま“与えられ”“満たされる”のである。おねだりに“我慢”することを覚え、お手伝いの“努力”をして、自らが“家族の一員”であることを“自覚”すること。そこには、親と子の“会話—こころの交流”が“存在”するはずである。“おねだり”が、すぐさま“実現”すれば、子どもは、自らの“こころの動き”を見つめないだろうし、“表出”することから、遠ざかるだろう。

子ども自身が、“自分のこころ”を、“想ったこと”を、“感じていること”を、そのまま“まるごと”表出し、それが“交流”し、“尊重”された“時”こそ、子どもたちは、そこに“生きるよろこび”を感じるのではないだろうか。

その“よろこび”の積み重ねが「生きる力」へと、繋がっていくとすれば、「学力」ではなく「楽力」に裏打ちされた、「芸術的感性」に裏打ちされた「音楽教育」こそ、今、“最も強く、望まれる音楽教育”であると考えてるのである。

主要参考文献

小学校音楽教育講座

「音楽教育の歴史」「音楽と教育」 音楽之友社

諸井三郎著 「音楽教育論」 音楽之友社

小泉文夫著 「日本伝統音楽の研究」 音楽之友社

泉 陽一著 「芸術教育としての音楽教育の確立」 音楽之友社